

## 第3次五泉市環境基本計画等策定支援業務委託仕様書

### 1. 業務の名称

第3次五泉市環境基本計画等策定支援業務委託

### 2. 適用範囲

本仕様書は、五泉市が発注する「第3次五泉市環境基本計画等策定業務委託」に適用する。

### 3. 業務の目的

五泉市（以下「本市」という。）では、平成20年に五泉市環境基本計画（第1次計画）、平成30年に第2次計画を策定し、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきた。第2次計画は、令和9年度をもって計画期間が終了することから、次期計画となる第3次計画の策定が必要となっている。

また、本市では、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に継続的に取り組んでいる。近年では、環境価値の創出や活用を通じた脱炭素の取組も進めている。

一方、気候変動の影響や生物多様性の損失、資源循環の制約の顕在化など、環境問題は深刻化し、経済や社会全体にも影響を及ぼしている。こうした背景を踏まえ、国は令和6年5月に第6次環境基本計画を策定し、分野横断的な視点から、循環共生型社会の構築を通じて、国民一人ひとりのウェルビーイングの向上を目指す環境施策の推進方針を示した。あわせて、令和7年2月に改定された地球温暖化対策計画においては、2050年ネット・ゼロの実現に向け、2040年を一つの節目とした取組の方向性と地域の役割が示されている。

これを踏まえ、本市においては、循環共生型社会の実現に向けて、新たに地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、事務事業編とあわせて環境基本計画に包含することで、円滑かつ効率的な施策の推進を目指す。

そこで本業務は、これまでの計画の成果と課題、社会情勢や国の動向を踏まえたうえで、本市の地域特性に即して、環境保全と地域経済・地域活動の活性化の双方に寄与する第3次五泉市環境基本計画および地球温暖化対策実行計画の策定を支援することを目的とする。

### 4. 対象範囲

本業務の対象範囲は、五泉市域内とする。

### 5. 委託期間

契約締結の日から令和10年3月17日まで（2か年度）

作業スケジュールについては、契約締結後、発注者と協議するものとする。

## 6. 通則

受注者は、下記の書類を契約後遅滞なく発注者に提出しなければならない。

- (1) 組織表
- (2) 工程表
- (3) その他、発注者が指定するもの

前項の提出書類について、発注者が不相当と認め受注者に協議したときは、受注者はこれに応じなければならない。

## 7. 資料の貸与及び返還

発注者は、本業務に必要な資料及び図面等を受注者に貸与するものとする。

受注者は、貸与資料を紛失、破損しないよう保管管理するとともに、発注者の承諾を得ないで他に公表、貸与してはならない。

## 8. 書類の厳正な保管

本業務の関係書類は、発注者に提出するまでの間、汚損、紛失、消失がないよう厳正に保管しなければならない。

## 9. 疑義

受注者は発注者と緊密な連絡を取り、円滑な作業の進捗を図るとともに、作業段階ごとに協議を行わなければならない。

受注者は、本仕様書及び設計書等に疑義が生じた場合、ただちに発注者と十分協議を行い、その指示に従わなければならない。

## 10. 業務内容

本業務の内容は以下のとおりとする。

### (1) 令和8年度業務

#### ①基礎調査

##### (ア) 本市の地域特性の整理

本市の環境に関する地域課題の解決に資する施策の検討に向けて、地域特性(人口、土地利用、産業、気候、エネルギー収支等)について、既存の統計資料や関連文献を基に調査・整理を行う。

##### (イ) 環境に関する国内外の動向の整理

環境に関する国内外の動向、社会情勢の変化、関連法制度、行政計画等について内容を整理し、計画検討に当たって考慮すべき事項を把握する。あわせて、本市の環境に関する上位・関連計画を収集し、整合を図るべき内容を整理する。

#### (ウ) 本市における環境の現況の整理

本市の環境の現況を把握するため、各分野（自然環境、社会環境、生活環境、地球環境など）の概況について既存資料や統計書等を基に調査し、整理する。

また、地球温暖化対策実行計画の策定にあたり、温室効果ガス排出量の算出及び再生可能エネルギー導入ポテンシャルが必要となることから、算定・整理の前提となる基礎的なデータや既存情報についても把握を行うものとする。

#### (エ) 環境施策の進捗状況の確認

現行計画である第2次五泉市環境基本計画、及び第4次五泉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の施策に関連する取組や事業等について、庁内の関係課に調査を行い整理するとともに、施策の進捗状況を確認し、現行計画の課題を抽出する。

調査にあたっては、受注者が調査シートを作成し、発注者を通じて関係課に照会を行う。

#### (オ) 市民・事業者アンケート調査の実施

計画の主体となる市民・事業者の意見や意向を把握し、計画策定の参考とするため、アンケート調査を実施する。アンケート調査を通じて市民や事業者の環境意識の経年変化を把握するため、調査項目は現行計画策定時の内容を踏まえて検討する。

なお、アンケート調査の実施に当たり、受注者は調査票（紙、Web いずれも）の作成、回収した調査票の集計及び分析を行う。対象者の抽出やアンケート調査票の印刷及び発送・回収は発注者が行う。

#### 【調査対象】

- ・市内在住の18歳以上の一般市民 : 1,000人（住民基本台帳から無作為に抽出）
- ・事業所 : 100事業所（市内の事業者から無作為に抽出）
- ・中学生 : 350人（市内すべての中学2年生）

#### 【調査方法】

- ・一般市民及び事業者については、郵送による調査票とWebアンケートの併用とする。紙の調査票には、Webアンケートフォームへのアクセス用QRコードを貼付する。
- ・中学生についてはWebアンケートのみとし、市が貸与している各自のタブレット端末を用いた回答を想定する。対象者への通知は中学校を通じて行う。
- ・なお、Webアンケートフォームは、いずれも受注者が作成・提供するものとする。

#### (カ) 環境の課題の整理

(ア)から(オ)の内容に基づき、本市における環境の課題を整理する。

### ②第3次環境基本計画骨子の作成

①の結果を踏まえて検討を行う。

#### (ア) 計画の基本的事項の検討

計画策定の背景、計画の役割・位置づけ、計画の対象、計画の期間、計画の構成などの計画の基本的事項を検討・整理する。なお、本計画は地球温暖化対策実行計画を包含する構成とすること。また、生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」、及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づく「環境教育等行動計画」も包含するとともに、「地下水保全管理計画」との整合を図るため必要に応じて同計画の見直し案を提案すること。

#### (イ) 望ましい環境像の検討

本市における環境の課題や、市民・事業者の意見等を考慮して、本市の望ましい環境像を検討し整理する。

#### (ウ) 環境施策の体系及び重点施策の検討

本市の望ましい環境像の実現に向けた基本目標やそれに基づく施策方針等を体系的に整理する。また、本市の環境の課題を基に、重点施策の検討を行う。

なお、地球温暖化対策実行計画に関しては、環境施策全体との整合を図りつつ、温室効果ガスの削減に向けた基本的な考え方や方向性について検討する。

#### (エ) 計画骨子の作成

①の内容及び(ア)から(ウ)を取りまとめた計画骨子を作成する。なお、地球温暖化対策実行計画は、第3次環境基本計画と合わせて一つの骨子とすること。

#### ③会議開催支援

五泉市環境審議会、五泉市環境対策推進本部会議の開催に際し、発注者と協議のうえ、必要な資料を作成する。環境審議会においては、会議に出席し、必要に応じて説明補助を行う。

- ・環境審議会 第1回（6月）：計画策定の概要、アンケート調査項目の確認  
第2回（2月）：アンケート調査結果、計画骨子の確認
- ・環境対策推進本部会議（2月 ※第2回環境審議会前）：計画骨子の確認

#### (2) 令和9年度業務

##### ①第3次環境基本計画素案の作成

第3次環境基本計画骨子の内容を踏まえて検討を行う。

##### (ア) 個別施策と環境指標の検討

施策方針を基に、具体的な個別施策と環境指標、市民・事業者・市の各主体の役割を検討する。検討にあたっては、県内外の市町村の環境基本計画等を参考にする。

また、庁内の関係課に、施策方針に関連する取組や事業の実施予定について調査し、整理する。調査にあたっては、受注者が調査シートを作成し、発注者を通じて関係課に照会を行う。

(イ) 推進体制と進行管理の検討

計画の円滑な推進体制と適切な行動管理体制（評価・見直し）の仕組みを検討する。また、年次報告が円滑になるよう、様式等を作成する。

(ウ) 計画素案の作成

第3次環境基本計画骨子及び(ア)、(イ)を取りまとめた計画素案を作成する。

②地球温暖化対策実行計画素案の作成

計画骨子の内容を踏まえて検討を行い、第3次環境基本計画との整合を図る。なお、事務事業編においては、現行計画を踏まえることとする。また、環境省が公表している最新の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」及び「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」等に基づいて策定する。

(ア) 温室効果ガス排出量の算出及び再生可能エネルギー導入ポテンシャルの整理

・区域施策編

2013年度から最新年度における本市全域の温室効果ガス排出量を整理する。

また、温室効果ガスの2030、2035、2040、2050年度における現状すう勢（BAU：Business as Usual）と取組の実行を踏まえた脱炭素シナリオに基づく将来推計を実施する。

いずれの算出においても、環境省「自治体排出量カルテ」や環境省が提供しているツール等を活用するとともに、本市の地域特性を踏まえた補正を行うこととする。

さらに、温室効果ガスの削減量の試算に資するため、再生可能エネルギー導入ポテンシャルを環境省「REPOS」を基に整理する。

・事務事業編

2013年度から最新年度における本市の事務事業における温室効果ガス排出量を整理する。

(イ) 温室効果ガスの削減目標の設定

区域施策編、事務事業編それぞれにおける温室効果ガス排出量の現況や、国、新潟県の削減目標等を踏まえて、2030、2035、2040、2050年度の温室効果ガスの削減目標を設定する。

(ウ) 温室効果ガス排出削減等の施策及び対策の検討

区域施策編、事務事業編それぞれにおける温室効果ガスの削減に向けた市の施策の整理を行う。施策及び対策の検討に当たっては、前述の環境基本計画の施策や取組等との整合を図る。

(エ) 計画素案の作成

(ウ)を取りまとめた計画素案を作成する。また、計画骨子と同様に、第3次環境基本計画と合わせて一つの素案とすること。

### ③計画書の作成

計画素案がパブリックコメントを経て五泉市環境審議会に承認された後、デザインを施し、計画書及び概要版を作成する。概要版は、小学校高学年でも理解ができるような工夫を施すものとする。計画書は冊子を作成することとし、受注者が行う。

### ④パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントの実施に際し、発注者と協議のうえ、必要な資料を作成する。なお、パブリックコメントは令和9年12月を予定する。

### ⑤会議開催支援

五泉市環境審議会、五泉市環境対策推進本部会議の開催に際し、発注者と協議のうえ、必要な資料を作成する。環境審議会においては、会議に出席し、必要に応じて説明補助を行う。

- ・環境審議会 第1回（11月）：計画素案の確認  
第2回（3月）：計画書の最終確認
- ・環境対策推進本部会議（10月 ※第1回環境審議会前）：計画素案の確認

## 11. 計画準備

本業務の実施に当たり、円滑かつ効率的に業務を進めるため、業務実施方針や体制、工程等を検討し、業務計画書を作成する。特に、環境基本計画に地球温暖化対策実行計画を包含することを考慮し、業務の効率化を図ること。

なお、令和8年度は基礎調査及び計画骨子の作成を、令和9年度は計画素案・計画書作成を主とした内容とし、各年度の業務内容に応じて、工程や体制等について必要な見直し、調整を行うこと。

## 12. 打合せ協議

本業務の遂行にあたり、各年度において着手時、中間時、成果品納入時に発注者と打ち合わせを行うほか、必要とする場合に協議を行う。

## 13. 業務の報告

本業務の流れや手法、計画書に含まない資料等を取りまとめ、年度ごとに報告を行う。

## 14. 成果品

### (1) 令和8年度

- |                 |    |
|-----------------|----|
| ①業務報告書（簡易製本）    | 2部 |
| ②上記の電子データ（DVD）  | 2部 |
| ③上記以外に、必要と認めるもの | 一式 |

※業務報告書には、アンケート報告書及び計画骨子を含む

(2) 令和9年度

①計画書（冊子）	200部
②計画書概要版（簡易製本）	1,000部
③業務報告書（簡易製本）	2部
④上記の電子データ（DVD）	2部
⑤上記以外に、必要と認めるもの	一式

15. 成果品の著作権

本業務の実施に伴い作成された成果品の著作権は、発注者が有するものとし、発注者の承諾を得ないで外部に公表、貸与、使用してはならない。

16. その他

- (1) 業務全体を管理・統括する者を必ず1人選定し、発注者との打ち合わせに出席させること。
- (2) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、発注者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- (3) 受注者は、本業務中に事故が生じないよう注意を払うとともに、万が一事故が生じた場合には、生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに発注者に報告し、最善の処理を負わなければならない。また、損害賠償があった場合には、受注者が自己の責任において一切を処理するものとする。
- (4) 業務完了後に、受注者の責に帰すべき事由により成果品の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに係る経費は受注者が負担するものとする。
- (5) 委託料の支払いについては、あらかじめ定めた各年度の委託料に基づき、各年度末の実績に応じて支払うこととする。
- (6) 受注者は、当該業務の実施に当たっては、五泉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年五泉市条例第28号）を厳守し、業務上知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。
- (7) 本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者との協議により決定するものとする。